



島根県報

平成24年11月27日（火）

号外 第 157 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

島根県中小企業制度融資要綱の一部改正

（中 小 企 業 課） 2

告 示

島根県告示第648号

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）の一部を次のように改正する。

平成24年11月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表特別融資の部収益体質強化資金の項の次に次のように加える。

| | | | | | | | | | | | | |
|------------|--|------|-------------|---|---|-------|----------------------|-----------------|---------------------|---------------------------|---|---|
| 経営改善長期借換資金 | 中小企業者又は組合であつて、次の要件の全てに該当し、経営改善に取り組むために既往借入金の借換資金を必要とするもの (1) 商工会議所等の指導機関の指導を受け、経営の改善に係る計画を作成していること。 (2) 商工会議所等の指導機関の指導を継続して受ける体制が確保されていること。 (3) 取引金融機関等の支援体制が確保されていること。 | 運転資金 | 80,000,000円 | 年2.05パーセント（融資期間が10年以上のものについては、年1.75パーセント） | 年1.90パーセント（融資期間が10年以上のものについては、年1.60パーセント） | 15年以内 | 1年以上以内据置き原則として元金均等月賦 | 法人1人以上個人原則として不要 | 取扱金融機関又は保証協会の決定による。 | 要（年0.4パーセント以上1.70パーセント以下） | 商工会議所 商工会 中央会 商工会連合会 産業振興財団 | 普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合 信連 農協 JFしまね |
|------------|--|------|-------------|---|---|-------|----------------------|-----------------|---------------------|---------------------------|---|---|

別表の注の1中「とする」を「とし、経営改善長期借換資金の取扱期間は平成27年3月31日保証承諾分までとする」に改める。

附 則

この告示は、平成24年12月3日から施行する。